

経済産業省委託事業

ASEANにおける知的財産案件ADR  
(裁判外紛争処理)に関する調査報告書

**2013**年**4**月  
日本貿易振興機構  
バンコク事務所  
知的財産部

協力  
**ATMD** バード&バード法律事務所

# インドネシア

## 一般的な ADR 制度

### 1. 一般的な ADR 制度と構造

ASEANのその他諸国同様、インドネシアにおいても、論争解決には仲裁や調停を提供している。実際、インドネシアの法律制度は、法廷対決よりもコンセンサスに重点を置いたものになっている<sup>31</sup>。一般的には、当事者には、法廷に行く前に調停を通じて論争を解決することが求められている。

インドネシアの商業当事者が、仲裁や調停と言った ADR 制度のオプションを好む例がますます増えている。こういった仲裁や調停は、時に裁判手続き以外の紛争解決のより効果的な形であるとみなされている。これは、企業の仲裁や調停和解は現在、インドネシアの裁判所を通じて執行される可能性が高いことについて、公衆の人民の信頼が増加していることが主要因と考えられている。

### 仲裁

インドネシアにおける仲裁は、仲裁および裁判外紛争解決に関する法律 1999 年第 30 号（以下「1999 年第 30 号法」）によって管轄されている。<sup>32</sup> 1999 年 8 月 12 日に施工された 1999 年第 30 号法は、国連国際商取引法委員会の模範法にも従っておらず、国内および国際的な仲裁の区別を行わない。但し、執行を目的とした場合は除く。<sup>33</sup>

インドネシアは 1981 年にニューヨーク条約<sup>34</sup>に加盟したが、加盟には営利性と互惠予約の両方を行った。<sup>35</sup> 1990 年、インドネシアの最高裁判所は、ニューヨーク条約の施行規則を定め、1990 年の規定第 1 号を発行した。<sup>36</sup>

インドネシアにおける 3 つの主要仲裁機関は以下の通りである。

---

<sup>31</sup> Asian Mediation Association, *Indonesian Mediation Centre*, online at <[http://www.asianmediationassociation.org/AMAMembers\\_IndonesianMC.html](http://www.asianmediationassociation.org/AMAMembers_IndonesianMC.html)> (2013 年 2 月 20 日アクセス) [AMA].

<sup>32</sup> Getting the deal through, *Arbitration in Indonesia*, online at <<http://www.gettingthedealthrough.com/books/3/jurisdictions/42/indonesia/>> (2013 年 2 月 20 日アクセス).

<sup>33</sup> Ibid.

<sup>34</sup> Find law, *Enforcement of Foreign Judgments and Arbitration Awards in Indonesia*, online at <<http://corporate.findlaw.com/litigation-disputes/enforcement-of-foreign-judgements-and-arbitration-awards-in.html>> (2013 年 2 月 20 日アクセス).

<sup>35</sup> UNCITRAL, *New York Convention Status*, online at <[http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral\\_texts/arbitration/NYConvention\\_status.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention_status.html)> (accessed on 20 Feb 2013). 一般事項について参照：Hwang & Lee, “Survey of South East Asian Nations on the Application of the New York Convention” (2008) 25 J. Int. Arb. 6.

<sup>36</sup> Find law, *Enforcement of Foreign Judgments and Arbitration Awards in Indonesia*, online at <<http://corporate.findlaw.com/litigation-disputes/enforcement-of-foreign-judgements-and-arbitration-awards-in.html>> (2013 年 2 月 20 日アクセス).

- (a) インドネシア仲裁国家委員会 (“BANI”)<sup>37</sup>
- (b) インドネシア資本市場仲裁委員会 (“BAPMI”)
- (c) シャリア国立仲裁機関 (“BASYARNAS”).

BANIは、仲裁、調停、高速オプション、紛争解決の他の形態と関連して様々なサービスを提供する仲裁機関である<sup>38</sup>。保険、金融機関、製造業、知的財産権、建設、海運、環境などの分野における仲裁を処理する。一般的に、商業紛争は（知的財産権紛争を含む）BANIの管轄権で対処することが可能である。

現時点では、当事者は依然として紛争解決の場として仲裁機関を選択することはめったにない。その代わり、商事裁判所で従来の裁判の手続きを通じて紛争を解決することがよくある。

## 調停

インドネシアでは、調停には2種類あり、それらは以下の通りである。

- (a) 裁判所付設調停
- (b) 法廷外調停<sup>39</sup>

### 裁判所付設調停

裁判所付設調停は、まず裁判所で調停手続きに関する2003年第2号（「2003年規則」）の発行をもとに、インドネシアの最高裁判所によって導入された<sup>40</sup>。これはのちの2008年の規制第1号（「2008年規則」）によって置き換えられた<sup>41</sup>。2003年規則の発効後、裁判所付設調停は現在、インドネシア国家調停センター（「PMN」 Pusat Mediasi Nasional）が行っている。

2008年規則第4条では、調停の促進と有効な解決を明言しており、これについては民事訴訟第一裁判所にもたらされた。しかし、例外については以下の通りである。

- (a) 商業裁判所もしくは産業関係裁判所に提起しなければならない例
- (b) 消費者の紛争解決のための裁判所決定に異議がある場合
- (c) 事業監督委員会の決定に訴える場合

### 法廷外調停

---

<sup>37</sup> BANI, *Arbitration in Indonesia*, online at <[http://www.bani-arb.org/bani\\_main\\_eng.html](http://www.bani-arb.org/bani_main_eng.html)> (2013年2月20日アクセス) [BANI].

<sup>38</sup> *Ibid.*

<sup>39</sup> PMN, *Types of Cases Referred to Mediation*, online at <<http://www.pmn.or.id/en/mediation/case-types.html>> (2013年2月20日アクセス).

<sup>40</sup> ASEAN Law Association, *Development of Alternative Dispute Resolution (ADR) in Indonesia*, online at <[http://www.aseanlawassociation.org/docs/w4\\_indo.pdf](http://www.aseanlawassociation.org/docs/w4_indo.pdf)> (accessed on 20 Feb 2013).

<sup>41</sup> 規則についてはオンラインで閲覧可能 <<http://www.pmn.or.id/en/mediation/procedures.html>> (2013年2月20日アクセス).

PMNでは、法廷外調停についても提供されている。<sup>42</sup>商事紛争の解決、調停のトレーニングやサービスを提供するために設立された非営利団体である。<sup>43</sup> スタッフは法律、金融、工学、ビジネスの様々な分野から選出され、経験豊富な調停者が配属され、一切の紛争解決のために仲介者を提供するユニークなものとなっている。<sup>44</sup>

OMNの設立は、特に、雇用創出、海外直接投資、工業受注や生産に大きく貢献するビジネスで、インドネシア経済の活性化に向けた様々な政策イニシアチブを補完するうえで不可欠なものだとされている。<sup>45</sup>

## 2. 一般的な ADR プロセスの適用と執行

### 仲裁

#### 手順-BANI における仲裁

BANIは仲裁手続規則（「BANI規則」）を発行しました。<sup>46</sup>

1999 年法第 30 号によると、両当事者は、これら規則が 1999 年法第 30 号に違反しない範囲で、その仲裁を管轄する手続規則を規定する書面に同意することができる。しかし、当事者が BANI に対決を行うよう書面で合意した場合、そのような対決については BANI 規則に従って解決されるものとする。これにも関わらず、いかなる変更も、法律および BANI の政策の放棄に反しないことを条件として、BANI 規則を変更する際に当事者の書面による同意が求められている。

BANIにおける仲裁手続きは、通常、紛争が非常に複雑な性質のものである場合を除き、仲裁裁判所における作成日から 180 日以内に完了しなければならない。<sup>47</sup>

インドネシアでは、模範仲裁条項の一連の条項がない。

---

<sup>42</sup> PMN, *Mediation at PMN*, online at <<http://www.pmn.or.id/en/about-pmn.html>> (2013 年 2 月 20 日アクセス).

<sup>43</sup> AMA, *supra* note 31.

<sup>44</sup> Ibid.

<sup>45</sup> Ibid.

<sup>46</sup> BANI, *BANI Rules*, online at <[http://www.bani-arb.org/bani\\_prosedur\\_eng.html](http://www.bani-arb.org/bani_prosedur_eng.html)> (2013 年 2 月 20 日アクセス) [*BANI Rules*].

<sup>47</sup> *BANI Rules*, *ibid.*

## 調停

### 手順—PMN での調停

PMNでの調停は、ジャカルタ・イニシアティブ・タスク・フォース（「JITF」）の経験からアジア金融危機に対処することを目的として設立され<sup>48</sup>、インドネシアの調停機関の政府の経験をもとに進展・確立し、指針や基準に基づいて行われている。その柔軟性を維持しつつ、PMNにおける調停は、国際基準に沿って行われた。<sup>49</sup>

PMNを通じて調停を求める当事者は、仲裁する意欲を示す必要があり、PMNのスタッフはその意欲を伝えるため、他の利害関係者に連絡を行う。<sup>50</sup>その後、当事者が、PMN認定調停者のリストを提供され、紛争が選ばれた調停者は、双方別々の話し合いにより、当事者が大体の解決案を交渉するために手配し<sup>51</sup>、その他の解決法を提示する。<sup>52</sup>

合意に達した場合、この内容を書面にし、当事者と仲介者の双方が署名を行う。当事者がそう望む場合、同意判決と言う形式で肯定を目的として裁判官に契約を提示することが可能である。合意が調停の 40 日後になっても達していない場合、調停が失敗したことを書面に記し、そのような障害が発生した旨を裁判官に通知し、そのうえで裁判へと進む必要がある。<sup>53</sup>

インドネシアでは、模範調停条項の一連の条項がない。

---

<sup>48</sup> PMN, *About PMN*, online at <<http://www.pmn.or.id/en/about-pmn.html>> (accessed on 20 Feb 2013).

<sup>49</sup> Ibid.

<sup>50</sup> Ibid.

<sup>51</sup> Ibid.

<sup>52</sup> Ibid.

<sup>53</sup> PMN 調停手続きに関する詳細情報はこちら<<http://www.pmn.or.id/en/mediation/procedures.html>> (2013年2月20日アクセス).

## 知的財産特有の ADR 制度

### 1. インドネシアにおける知的財産法と ADR 機関

知的財産権総局（「DGIPR」）は法務人権省の下部組織であり、インドネシアにおける知的財産権のための規制機関である。<sup>54</sup> 農業省が管理する植物品種法を除き、知的財産の全ての分野を担当している。<sup>55</sup>

DGIPRはインドネシアにおける知的財産事項に関する中央機関である一方、1999年法務大臣によるDGIPR実装例により、地方において法務省の支部に申請書を提出するよう当事者に許可された。そして、その申請書がDGIPRに転送される。<sup>56</sup>

### 2. 知的財産特有の ADR 制度と構造

インドネシアでは IP に関連した ADR を扱う特定の法制はないものの、著作権、特許、商標、ADR 手法による IP 紛争を解決するための工業デザインを規定する法律は存在する。

一般的には、地裁では植物品種および貿易に関する事例を担当し、インドネシア商業裁判所は、特許、著作権、商標、意匠、集積回路のレイアウト総計を含む全ての民事訴訟の第一審判所となっている。<sup>57</sup>

インドネシアにおける知的財産法の発展における新たな局面として挙げられるのが、インドネシア知的財産権仲裁調停機関 (**Badan Arbitrase dan Mediasi Hak Kekeyan Intelektual - "BAM HKI"**) である。<sup>58</sup> これは 2012 年 4 月 19 日に設立され、知的財産紛争の解決のための具体的な仲裁機関となっている。<sup>59</sup> このように、商標、著作権、特許およびその他の知的財産権取引にかかる全ての紛争については、現在、BAM HKI で対処することが可能である。

---

<sup>54</sup> Goldstein & Strauss, *Intellectual Property in Asia: Law, Economics, History and Politics* (Springer-Verlag, 2009).

<sup>55</sup> Ibid.

<sup>56</sup> Ibid.

<sup>57</sup> Ibid.

<sup>58</sup> Hukumonline, *BAM-HKI*, online at <<http://en.hukumonline.com/pages/lt4f98d9713b80e/indonesian-ipr-arbitration-and-mediation-agency-established>> (2013 年 2 月 20 日アクセス).

<sup>59</sup> Ibid.

### 3. 知的財産特有のADRプロセスの適用と執行

BAM HKIがインドネシアで新しく設立された機関であるため、知的財産権特有のADR手続というものは現在存在しない。<sup>60</sup> BAM HKIで調停プロセスを管轄する規則は、1999年法第3号となっている。BAM HKIが新しく設立されたことで、知的財産紛争に対処する際、この制度の有効性はいまだ実験中にあることを意味する。

---

<sup>60</sup> Wheezart, *BAM-HKI*, online at <<http://wheezart.com/bam-hki/index-en.php>> (2013年2月20日アクセス).

経済産業省委託  
**ASEAN**における知的財産案件 **ADR**  
(裁判外紛争処理) に関する調査報告書

発行  
日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力  
**ATMD** バード&バード法律事務所

**2013年4月発行 禁無断転載**

本冊子は、**2012**年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **ATMD** バード&バード法律事務所が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。